

子母発 0330 第 1 号
平成 30 年 3 月 30 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

産後ケア事業の実施に係る留意事項について

平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（以下、「実施要綱」という。）に基づく産後ケア事業については、実施要綱の改正により、平成 29 年 4 月 1 日以降、実施要綱 3（5）③において「子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助」を事業の対象から除外したところである。

このことに関して、市町村（特別区を含む。以下同じ。）並びに本事業の委託を受けた病院、診療所及び助産所等（以下「実施団体等」という。）は下記の事項について留意いただきたいため、内容についてご了解いただき、本事業の実施に当たり遺漏のないよう配慮されたい。

また、都道府県におかれては、管内市町村（保健所設置市及び特別区を除く）及び実施団体等に対し、本事業が適切に実施されるよう、下記内容について周知徹底をお願いする。

記

1 改正趣旨等について

本事業については、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的としている。そのため本事業は、実施要綱別添 2 の 3 において、原則として「①褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導」及び「②褥婦に対する療養上の世話」を実施することとしていることから、助産師、保健師及び看護師（以下「助産師等」という。）による専門的なケアを想定している。

この趣旨から、平成 29 年の改正において「子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助」を本事業の対象外として明記したものである。

一方で、実施要綱別添 2 の 3（2）における「⑤育児に関する指導や育児サポート等」は新生児等の沐浴介助、おむつ交換や着替等の介助、それらの内容を実施した際に生じる準備、片付け及び洗濯等が想定され、助産師等が「①褥婦及び新生児に対する保健指

導及び授乳指導」及び「②褥婦に対する療養上の世話」を実施した上で「⑤育児に関する指導や育児サポート等」を子育て経験者、ヘルパー等（以下「補助者」という。）が担う場合までも除外としているものではない。実施主体である市町村は、下記「2」の留意事項を参照の上、実施団体等と事業内容について事前によく調整を行うなど、取り扱いにはご留意願いたい。

2 市町村及び実施団体等における留意事項について

- (1) 「①褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導」及び「②褥婦に対する療養上の世話」と併せて一体的に「⑤育児に関する指導や育児サポート等」を実施する場合は、本事業の趣旨に鑑み、セルフケア能力を育むことができるよう本人の心身の状態や育児手技の取得状況に合わせたケアを行うこととする。
- (2) 助産師等が「①褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導」及び「②褥婦に対する療養上の世話」を実施した上で、補助者が助産師等によるアセスメントに基づき「⑤育児に関する指導や育児サポート等」を実施することは差し支えないが、その場合は、初回訪問時及びその他必要に応じて助産師等が同行することが望ましい。また、補助者のみで訪問をする際は、アセスメントを行った助産師等と必要に応じて連携をとり、随時必要な指導を受けられる体制を整えること。
- (3) 「⑤育児に関する指導や育児サポート等」を実施する場合は、「①褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導」及び「②褥婦に対する療養上の世話」を実施することが原則であることから、「⑤育児に関する指導や育児サポート等」が本事業の主たる目的となることのないよう留意すること。
- (4) 以上のことから、市町村が実施団体等に本事業を委託して実施する場合は、委託先の助産師等によるアセスメント並びに「①褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導」及び「②褥婦に対する療養上の世話」を実施することが求められることから、市町村が委託する事業規模に足りうる助産師等が雇用されている実施団体等へ委託を行うこと。また、委託先の事業が本事業の趣旨・目的に合致する内容であるか適切に判断されたい。
- (5) 実施要綱3(5)③に該当する内容を市町村で行っている場合、市町村における事業の実施を妨げるものではないが、当該内容に係る費用については本事業の対象経費に含まれない。
- (6) 本事業の実施にあたっては、実施要綱及び「産前・産後サポート事業、産後ケア事業ガイドライン」を参考に適切に実施されたい。